

学校いじめ防止基本方針

島根県立隠岐水産高等学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ことに、急速な情報科学技術の発達は新たな「いじめ問題」を引き起こし、いじめはますます複雑化、潜在化し、解決を困難にしている。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ対策推進法」及び「島根県いじめ防止基本方針」に則って、「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

2 いじめ防止等に係る基本的な考え方（いじめとは）

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- いじめは、いかなる事由によっても正当化されない、絶対に許されない行為である。
- いじめは、いじめはいじめる側が悪い、卑怯な行為である。
- いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る。
- いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である。

(3)いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4)いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、いじめ問題への実効的な取組を組織的に推進するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常的な指導体制の確立をはかり（別紙 1）、あるいは緊急時の組織的対応を進める（別紙 2・3）。

4 いじめの未然防止

いじめ問題の本質的な克服のためには、いじめの未然防止の取り組みを行っていくことが重要である。このため、以下のような取り組みを進める。

- 教育活動全体を通じて人権意識を高め、自他の存在を等しく認め、信頼できる人間関係を構築する能力を養っていく。
- いじめの要因の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくりを進め、自尊感情を持たせる。

(1)学習指導、生活指導の充実

- ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・ 規範意識、帰属意識を高め合い、互いを思いやる集団づくり

(2)人権教育、道徳教育の充実

- ・ 人権感覚の醸成のためのホームルーム活動
- ・ 人権・同和教育全体計画、道徳教育全体計画に基づく諸活動

(3)特別活動の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ ボランティア活動

(4)情報教育の充実

- ・ 教科「水産情報技術」等における情報モラル教育
- ・ 情報モラルに関する指導

(5)教育相談の充実

- ・ 面談の定期的実施（時期の設定）や各種調査による実態把握
- ・ SCによるカウンセリング

(6)保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめのサインを見逃すことのないよう生徒の言動に常に注意し、速やかに対応することが重要である。

(1)いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」(別紙2・3)により速やかに報告し、事実確認をする。

(2)いじめられている生徒・いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。「いじめられている生徒・いじめられている生徒のサイン」(別紙4)等により、多くの教職員の目で多くの場面を観察し、小さなサインを見逃さない。

(3)教室・家庭でのサイン

教室がいじめの場所となることが多い。また、いじめられている生徒は、家庭でも多くのサインを出している。(別紙5)等により、保護者との連携のもと、生徒の動向を振り返るなど、サインを見逃さない。

(4)相談体制の整備

SC制度を活用するなど相談窓口を設置し、その周知を徹底するとともに、面談を定期的実施するなど、生徒が安心して相談できる体制を整備する。

(5)定期的調査の実施

いじめ実態調査アンケート等の調査によって、実態の把握に努める。

(6)情報の共有

要配慮生徒の実態把握や進級時の引継ぎにあたっては、報告経路を明示するとともに報告を徹底し、職員会議等での情報共有を図る。

6 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。

まず、発見・通報を受けた教職員はいじめ防止対策委員会あるいは管理職等に速やかに報告し、情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となって速やかに事実確認を行い、教育委員会に報告するとともに、関係者への対応を開始する。

その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切である。いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。関係する諸機関との連携を図り、一体的な対応をすることが重要である。

(1)生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした対応を行うとともに、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。

③関係集団への対応

見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする生徒に対して、傍観することはいじめへの加担であることに気づかせ、自分たちでいじめ問題を解決しようとする意欲を育成する。

(2) 保護者への対応

①いじめられている生徒への保護者に対して

できるだけ速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の対応について情報共有を行う。

②いじている生徒の保護者に対して

迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) ネット上のいじめへの対応

①早期発見と被害拡大の防止

いじめ実態調査アンケート等の調査によって早期発見に努めるとともに、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等の書き込みが発見された場合には、必要に応じて法務局や警察と適切な連携を図りつつ、直ちに削除するなどの措置をとる。

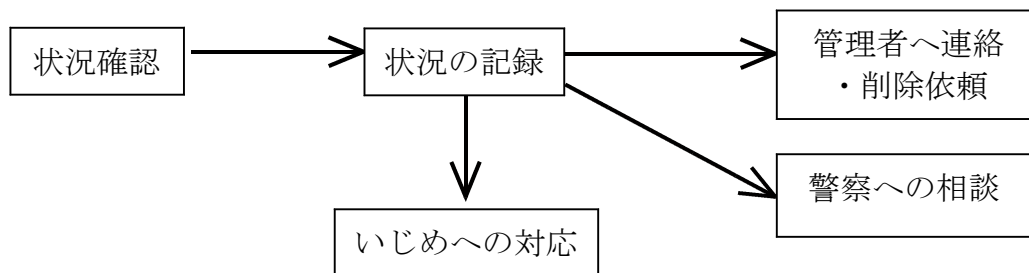
②情報モラル教育の推進

SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、教科「情報」などを中心に、情報モラル教育の推進をはかる。

③保護者への啓発

ネット上のいじめに関する情報を提供し、フィルタリングや保護者による見守りなど、家庭の協力を求める。

④不当な書き込みへの対処



(4) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法に関する助言などを得る。また、関係機関との調整を依頼する。

②警察との連携

心身や財産に重大な被害が疑われたり、犯罪等の違法行為があったりする場合は、速やかに警察と連携をとる。

③福祉関係機関との連携

家庭での生徒の生活や環境を把握し、必要に応じて家庭の養育に関する指導・助言を依頼する。

④医療機関との連携

精神保健に関する相談や、精神症状についての治療や指導・助言を依頼する。

7 重大事態への対応

以下の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」として速やかに対処する。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合には、「重大事態」として対処する。

(1) 重大事態の定義

- **生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。**
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合 など
- **生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。**
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により適切に判断する。
- **生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。**

(2) 具体的な対応

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。